

令和6年1月1日から**産前産後期間**の **国民健康保険税が軽減**されます

対象者

下記 **2点** どちらにも当てはまるかた

1. 市川市国民健康保険加入者
2. 出産日が**令和5年11月1日以降**のかた

※妊娠85日以上の出産をいいます。

死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産を含みます。

軽減期間

単胎妊娠の場合

・・・出産予定日（出産日）が属する月（出産予定月）の
前月から翌々月までの**4か月間**

多胎妊娠の場合

・・・出産予定月の3か月前から翌々月までの**6か月間**

	3か月前	前々月	前月	出産予定月	翌月	翌々月
単胎妊娠			○	○	○	○
多胎妊娠	○	○	○	○	○	○

軽減の対象

出産されるかたの、国民健康保険税の**所得割と均等割**

※平等割は対象外です。

※軽減の対象は、令和6年1月以降の月となります。



詳細につきましては、裏面をご確認ください。

必要書類

1. 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
(窓口、もしくは郵送でお渡しします)
2. 出産被保険者の本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカードなど)
3. 出産予定日または出産日 (多胎妊娠の場合は人数) が確認できる書類
(母子手帳または出生証明書)



【該当する場合のみ】

4. 死産、流産 (人工妊娠中絶を含む) の場合、その事実が確認できる書類
5. 出産被保険者と子が別世帯の場合、親子関係を明らかにする書類

届出先

国民健康保険 各窓口

- ・第1庁舎 国民健康保険課
- ・南行徳市民センター
- ・市川駅行政サービスセンター
- ・行徳支所 福祉課
- ・大柏出張所

郵送の場合

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 国民健康保険課 保険税担当 行



問い合わせ先

市川市役所 国民健康保険課 保険税担当 047-334-1111 (代表)
※月～金曜日 8時45分～17時15分
(土日祝及び12月29日～1月3日を除く)

忘れずにお手続きをお願いします。

